第５回千代田区特別職報酬等審議会会議記録

日　時：平成 24 年９月 12 日（水）時間：午前 10 時～11 時 20 分

場　所：千代田区役所　８階　第四委員会室

出席者：（委　員）９名（定数 10 名、欠席１名：前川委員）

（事務局）政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
武藤会長	皆様、本日はご多忙のところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。 只今から、第５回特別職報酬等審議会を開催いたします。 本日、前川委員は所用のため、欠席でございます。また、山﨑委員は、別の会議と重なっているため、そちらの会議が終了次第、いらっしゃる予定でございます。 それでは、諮問事項の審議に入っていきたいと思います。 前回会議では、答申のたたき台をお示しし、皆様からご意見をいただきました。改めて、ご意見等がある場合には先週７日までに事務局までにご連絡いただくことになっておりましたが、新たなご意見はございませんでした。つきましては、前回会議での皆様のご意見をもとに答申案を作成しましたので、事務局から説明をお願いします。
総務課長	それでは、説明をさせていただきます。答申たたき台 Ver.II を机上にお配りしてございますので、前回と変わったところを説明させていただきます。 「はじめに」は変わりません。 ２番目「審議結果（結論）」のところですが「（１）報酬等の額」のところ「報酬等については、特別区人事委員会の勧告率を参考とし」の次からです。「過去３年間及び直近の平成 24 年における同勧告率」、今回、平成 24 年度勧告も待って、それを参考にしようということですので、そこを加算し「現行の報酬等の額に乗じたものとする」というところが変わってございます。 その下の①、②は変更ございません。 ３番目「検討経過」につきましては、基本的に同じでございます。ちょっと文言を整理したところはございますが、ほとんど同じということでございます。 ３の（２）でございますが、ここは変わったところがございます。３の（２）の「検討過程の意見」につきましては、②のところで議員数のことを述べているところがあるんですが、「本審議会で適正議員数を算出することは難しい」。前は、「適正議員数や報酬額」。報酬額は今回決めるわけですので、適正議員数のみ「算出することは難しい」と変えさせていただきました。 ④でございます。「前回の答申から３年」というくだりでございますが、景気動向のところで、今回は「景気動向にも影響が出ている」というところでとどめています。前回「人事院の給与勧告にも影響が」というところがあるんですが、人事院の給与勧告は直接その影響を受けているものではないということで、「東日本大震災という未曽有の被害から、景気動向にも影響が出ている」という表現に変えさせていただきました。 それから、⑥が加わってございます。これは、前回、課題のところに入っていた中身でございまして「⑥　諸外国では、議員としてボランティアで地域にかかわっているところがある。日本では一定の報酬と調査費を支給し、誰もが議員になれる仕組みがとられているが、欧米型の議員のあり方も視野に入れ将来的には検討すべき内容である」という意見が出ていたということで、意見の欄に移させていただきました。

	３ページへ行きますと、報酬額の適否のところで「検討に要した関係数値」、ここの括弧の部分は後で取ってしまいますけれども、ここが新たに加わったところで、具体的な言い方にしていますので、ちょっと読ませていただきます。 「報酬等の額については、これまで人事院勧告や東京都の賃金、特別区人事委員会勧告の数値等を参考に報酬額の適否について検討を重ねてきた。　その結果として、これまで、より地域実態を反映している特別区人事委員会の給与勧告率を報酬等の額を算定するうえでの基本数値としてきた経過があることから、平成 24 年度においては、直近の特別区人事委員会勧告の状況を見極めたうえで、その数値も踏まえ、報酬等の額の答申を行うこととした」。 以下、参考とした状況を述べております。 「①　国の動向」。 「『国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律』の概要」。 「我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国会議員の歳費及び期末手当に関する特例を定めることとした」。 歳費が、各議員等が△12.88％といったような実数を述べて、特例期間が５月１日から再来年 26 年の４月 30 日まで。 次が「『国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律』の概要」。これは、上の部分と同じような中身で「国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めることとした」ということで、一般職、それから管理職手当などが、ごらんのように引き下げられている。 特別職についても、内閣総理大臣は 30％、国務大臣等は 20％削減ということで、これは、この４月から 26 年３月末までを支給措置期間とすると。 ４ページ「②　人事院の給与勧告について」でございます。平成 24 年の給与勧告、これは、月例給、ボーナスとも改定なしということでございます。「月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて削減後の較差も算出した結果、削減前の較差は△0.07％に基づく月例給の改定はなしとした」というような勧告文を載せてございます。 もう一つは「50 歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するために、昇給・昇格制度を見直す」。具体的には、55 歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止というような中身になってございます。 ３番目「東京都名目賃金指数（現金給与総額）について」は、事業所規模 30 人以上の東京都名目賃金指数は、前回の報酬等審議会を開催した平成 21 年度を 100、これは、すべて金額を変えたというよりも、前回の報酬等審議会のときを 100 とした数字を、４番、５番以降、基本の数字とさせていただいております。 平成 21 年度を 100 とした場合、平成 22 年度は 100.7％、平成 23 年度は 100.9％と若干であるが上昇している。 ４番「東京都区部消費者物価指数」。前回の報酬等審議会を開催した平成 21 年度を 100 とした場合の区部消費者物価は、平成 22 年度は 99.0％、平成 23 年度は 98.5％と若干であるが低下している。 ５番「特別区の給与勧告の概要」。特別区人事委員会給与勧告率は、平成 21 年度は△0.38％、22 年度は△0.30％、平成 23 年は△0.20％と３年間連続でマイナス勧告が行われている。 また、前回報酬等審議会を行った平成 21 年８月答申を 100 とした場合、平成 21 年 10 月給与勧告は 99.62％、平成 22 年は 99.32％、平成 23 年は 99.12％と若干であるが低下している。

	６番「特別区の報酬等審議会の答申状況」。これは、21 年度から 23 年度まで検討していただいた内容です。 各区の報酬等審議会において、特別区人事委員会の数値を参考に改定を行っている状況を調査してみると以下のとおりとなる。同数値が改定の際に多くの区が参考としていると見られる。人事委員会の数値を多くの区が参考としている中身でございます。 特別区人事委員会の勧告率と同率で議員報酬、区長等給与を改定している区については、21 年度は７区、そのうち議員さんではなくて、区長等給料を変えているところが２区あったと。それから、22 年度は８区、うち３区は区長等給料のみ、平成 23 年度は９区あって、うち１区は区長等の給料のみであると。 ⑦番「千代田区議会議員の費用弁償の実績について」。これについては、表を見て御検討いただきました。平成 21 年度は年間総額 1,246 万 5,000 円、全部で 2,493 件であったが、平成 22 年９月に一日一律 5,000 円で支給していた費用弁償を交通実費相当に改定した結果、平成 23 年は 49 万 8,400 円、件数も 1,246 件となったということでございます。 ４番の「今後の課題」につきましては、ちょっと文章整理をしたレベルでございます。読みます。 「議員の議員報酬額は 23 区と比較するとかなり上位にある。報酬額だけでなく政務調査費などを含めたトータルの額としての検討を進め、期末手当の支給月数の引き下げを行うなど、議会の主体的な改定に向けた議論を期待する」。 （２）です。「成熟社会にあっても社会経済情勢の変化を考えると、報酬等審議会の開催年次が現行の３年に一度が妥当かどうか、また、区長としても、現行の報酬等審議会の開催を必要に応じて増やすなどの検討を行うことが望まれる」というような意見を最後に付してございます。 内容は、以上でございます。
武藤会長	ありがとうございました。 それでは、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 どうぞ。
番委員	意見ではないんですけれども、変わらないと言ったところ、２ページの３の「検討過程」ですけれども（１）に③が加わっていますね。「千代田区での生活実態（物価等）を考慮し検討する」というのは、前についていなかったと思います。これは、加わりましたね。
総務課長	そうですね。失礼しました。千代田区での生活実態。この前、意見をいただいているところです。失礼しました。
武藤会長	今、読んでいただいて、途中でも変だなと思っていたところがあったと思うんです。１つは、４ページの下から３行目のところですね。「特別区人事委員会の数値を参考に改定を行っていると状況を調査してみると」、恐らくここは「人事委員会の数値を参考に改定を行っている状況」で、「と」が要らないですね。
総務課長	「と」は要らないですね。「行っている状況を調査してみると以下のとおりとなり」ですね。
武藤会長	それから、同じページですが、上から５行目のところで「減額前の較差は△0.07％に基づく月例給の改定はなしとした」と。ここもちょっとおかしいような気がするんですが、減額前の較差は△0.07％と極めて僅かであり、月例給の改定はなしとしたということかなと思うのですが。
総務課長	これは、国が送られてきたものをそのまま書いてしまいました。
武藤会長	そうですか。
総務課長	極めて僅かであり、月例給の改定はなしと。
武藤会長	そういうことですね。
総務課長	はい、そうですね。少ないから改定しなかったと。あくまでもここは、

	委員の皆様にその議論をなさっていただいた中身なんですね。
武藤会長	ここのところは、人事院勧告の話ですから、特に議論はしていないと思うんです。そうですよね。ここは、人事院勧告が改定なしとした、そういう話ですから。
総務課長	そうですね。
武藤会長	それをどういうふうに考えるか。今度の特別区の勧告が同じように0.07とか、0.06とか少ない場合には、改定なしで出てくる可能性がありますね。そうすると、今度、新たに加える部分が改定なしだったら、23年度までのところでということになりますね。10月まで待っても数値は変わらなかったということになる可能性はあるということですね。
総務課長	はい。
武藤会長	それから、ざっと目を通したときに気になったのは、前回のところ、２ページの（２）の④なんですが「東日本大震災という未曽有の被害から、景気動向にも影響が出ている」ということで、ここは、人事院勧告は削除しましたが、ただ、その次の文章で「しかし、そのことのみを捉えた報酬の引下げに繋がらないよう注意を払う必要がある」というのは、何か変だなという気がするんですね。確かに、こういうことを議論しましたが、趣旨としては、やはり未曽有の被害というものを考慮した上で、そのことが、３ページの「①　国の動向」のところにもありますように、議長、副議長、議員さん、それから公務員の人たちの給与が政治的配慮として減額になっているわけですが、ここにありますように、そういうことも踏まえた上で、地方自治体の職員の給与にそれを反映させるべきかどうかを検討したと思うんですね。だから、引き下げにつながらないよう注意を払ったのではなくて、そのことを地方公務員の給与の引き下げにつなげるかどうかを検討した結果、周りの自治体の状況も踏まえて、それから、民間の給与にそのことがどのように反映されているかも踏まえて検討したということかなと思います。 結果として、このことを、国の場合の政治的な配慮でしたので、千代田区の場合、考慮する必要はないし、また、それは政治的な配慮として議会が独自にあるいは特別職として区長さん独自にそういう配慮をするかどうかということに委ねたということですから、この審議会としては、それをあえて踏み込まなかったというか、カウントしなかったということだと思います。
総務課長	ちょっと整理をします。趣旨としては「しかし、そのことのみ」の２行は削ってしまいまして、景気動向にも影響が出ていることを考慮した上で、先ほどの国の議員ですか、そういったことが反映されてきたのだろうと。 その上で、地方自治体の給与についても引き下げるかどうかを検討した結果、周囲の動向等を踏まえて、本審議会としては、引き下げることは、政治的な判断はあるにせよ、踏み込まなかったと、ちょっと言葉はあれですが、そういう趣旨に変えます。
武藤会長	それから、３ページの一番上のところですが、「報酬等の額については、これまで人事院勧告や東京都の賃金」、東京都の賃金というと何か変なので、ここも４ページの③のところに「東京都名目賃金指数」について検討しているわけですので、「東京都の賃金指数」というふうに入れた方がいいかなと思います。
総務課長	はい。
武藤会長	それから、４ページの「⑤　特別区の給与勧告の概要」のところで、最初の文章、特別区人事委員会給与勧告率はマイナスの勧告が行われているというのは分かるのですが、その次の「また、前回報酬等審議会を行った平成21年８月答申時を100とした場合、平成21年10月給与勧告時は99.62％、平成22年は99.32％、平成23年は99.12％と若干である

	が低下している」ということなんですが、これは、何が低下しているということになりますかね。職員給与ということですか。
総務課長	職員給与の引き上げ率というんですかね。
武藤会長	100 とした場合、特別職の報酬は変化していないわけですから、下がってはいないですね。特別職は答申がありませんし、この審議会も開かれていませんから、変化していないので、だから、前回報酬等審議会を行った21年８月答申時の職員給与を100とした場合ということでしょうか。
総務課長	そうですね。職員給与を 100 とした場合、若干であるが低下している。
武藤会長	それで、21 年 10 月は 99.62 に下がって、22 年では 99.32 に下がって、23 年は 99.12 と若干であるが低下していると。
総務課長	ちょっとそこは考えます。要するに、特別職ではないということを言えばいいですね。
武藤会長	そうですね。特別職ではなくて、職員給与が下がっているということですね。
総務課長	はい。
武藤会長	それから、５ページの⑦のところですが、これは費用弁償のことですが、報酬審とは関係なく、独自に行われたわけですね。これは、説明があったかもしれないですけれども、もう一度確認のためで、どういう形でこの費用弁償の変更がされたのですか。
総務課長	議会の議員提出議案、議会自らが下げるという、実費弁償にしようということで、全会一致で決まったというわけです。
武藤会長	ですから、平成 22 年の９月に改正したわけですね。
総務課長	そこを書きましょうか。何で変わったかということですね。
武藤会長	そうですね。ここでかなり大きな額が減額されたんですね。 それから、それに関連して、政務調査費については、この報酬審とも関係ないわけですが、この費用弁償のことが触れられているので、何か触れてほしいと思うんです。政務調査費について変更がないということでいいと思うんですけれども。
総務課長	そうですね、政務調査費については、報酬とは切り離して考えるべきだろうというご議論をいただいて、まさに議員活動のための調査費だというような部分を加えておきましょうか。
武藤会長	そうですね。
総務課長	⑧ですね。
武藤会長	⑧ですね。費用弁償のことが触れられているのであれば政務調査費についてもということなんです。
鎌倉委員	これは、執行率高いでしょう。
総務課長	高いですね。ほとんど皆さん、お使いになっています。
鎌倉委員	資料で出ているから入れておいたらどうですか。
総務課長	執行率も高くというような。
鎌倉委員	高いか低いかは別にして、資料を抜粋して数字を入れたらいいんじゃないですか。
総務課長	はい。それは、議員活動をやっているという形にもなるでしょうね。
武藤会長	それに関連すると、２ページの検討過程の③のところで「議員活動は、議会への出席日数や事前準備などの公的なものと選挙活動など、ただちに公的とも言い難い部分があることを考慮すべきである」、ここのところ

	は、選挙活動は直ちに公的とも言い難いと言っていいかどうか、ちょっと気になっておりまして。
鎌倉委員	法律で公職選挙法というのがありますからね。
武藤会長	選挙活動はやはり公的で、ただ、選挙活動の中で、冠婚葬祭に参加するようなもの、これは公的かどうか、なかなか難しいので、ちょっとここのところの表現を変える。選挙活動をここに入れてしまうと、ちょっと問題かなと思って、あえて言うと、「冠婚葬祭への出席など、直ちに公的とも言い難い」と言ったほうがいいのかなと思います。それで、どうでしょうかね。
総務課長	おつきあいで行くような冠婚葬祭ですね。
番委員	冠婚葬祭と特定するのは、いかがですかね。「選挙活動につながる」とか。選挙活動と言ってしまうと、選挙期間中の活動に基本的には限定されないといけないので、「選挙活動にもつながると思われる」とか、そういう形にしたほうがよろしいのではないでしょうか。多分、冠婚葬祭にすると非常に決定的になってしまうと思うので。
総務課長	「選挙にもつながれると思われる、直ちに公的とも言い難い」ですか。
番委員	そこら辺はちょっと。
鎌倉委員	冠婚葬祭も、地域のおつきあいでは、大事は大事なんです。公職選挙法では基本的にあれは禁止されていますね。これがなくなると、ごく親しい人が亡くなって、おつきあいできないということになると。
武藤会長	だから、同僚の議員さんが亡くなったとか。
鎌倉委員	同僚はいいんです。
番委員	だから、出してしまうと逆にまずいんじゃないかと思います。
総務課長	今のような表現に変えて、ちょっと言いますと、「議会への出席日数や事前準備などの公的なものと選挙活動につながると思われる部分があることを考慮すべきである」とか、そのような感じでしょうか。
武藤会長	では、「公的なものと、直ちに公的とも言い難い部分があることを」というふうに例示を取れば。
総務課長	出席日数とか事前準備を取ってしまって、「公的なものと直ちに公的とも言い難いもの」と。
番委員	前の例示はいいんじゃないですか。
武藤会長	「議会への出席日数や事前準備などの公的なものと」、ここは残す。
番委員	できたら「、」ですね。
武藤会長	そうですね。「ものと」で「、」ですね。
番委員	それで、「直ちに公的とも言い難い」と。
総務課長	はい。 公的なものと、直ちに公的とも言い難いものがあると。
総務課長	２つありますと、そういうことですね。
武藤会長	それから、最後ですが、今後の課題のところの５ページで「期末手当の支給月数の引き下げを行うなど、議会の主体的な改定に向けた議論を期待する」。「支給月数の引き下げを行うなど」というのは、引き下げろと言っているようなものなので、ここは、それでいいかどうかということなんです。言葉を和らげると、「月数の見直しを行うなど」ということになるのかなと思うんです。

	上の部分が「かなり上位にある」と言うのですね。
水野委員	はっきり言ってしまうかどうか。
武藤会長	それで思い出したんですが、上位にあることは、物価のことも考えたということですから、いいんですが。
番委員	ここを引き下げた方がいいという話はそんなにあるのでしょうか。
武藤会長	２ページの「（２）検討過程の意見」の①のところで「千代田区の議員報酬月額が 23 区で一番高いということは、かねてから生活給として家賃や地価などを考慮した経過があったものと考える」というところで、高いことについては、審議会の意見として家賃が高いということですが、家賃と地価というのは何か同じものですから、「家賃や消費者物価などを考慮した結果があったものと考える」とか、そんな言い方。
総務課長	家賃や消費者物価などを考慮した結果と。
鎌倉委員	地価にした方がいいんじゃないですか。
武藤会長	家賃より地価の方がいいですか。
鎌倉委員	はい。「地価や消費者物価」と。
総務課長	そうすると、最後の意見のところの１行「上位にある」というのは要らないかもしれない。 「報酬額だけでなく政務調査費などを含めた」、政務調査費はこの上に出てきますからね。「トータルの額としての検討を進め」、ここも具体的ですね。期末手当、要するに報酬審議会の網にかからない手当ですね。「期末手当の支給月数の見直しを行うなど議会の主体的な」、ここもちょっと引っかかるところがあるんですけれども、「などの改定に向けた議論を期待する」みたいに「議会の主体的な」を取ってしまう。「支給月数の見直しを行うなど、改定に向けた議論を期待する」。
武藤会長	「主体的な」と言うと、主体性がないみたいなことを言っているので、独自のとか言った方がいいんじゃないですかね、「議会の独自な改革に向けた」と。
総務課長	独自の。
武藤会長	期末手当は、議会が決めているんですか。
総務課長	区長にも提出権はありますが、実際は、議会が自ら決めています。
武藤会長	議員提案でやっている。
総務課長	議員提案で決めています。
武藤会長	区長が決めてもいいんですか。
総務課長	いいんですけれども、提出権は区長にもあるんですが、実態上は議会が決めていると。「独自の改革」ですかね。
武藤会長	以前にここで出てきた資料の方には、期末手当は含まれていますね。
総務課長	期末手当は含まれています。資料７－１とか２というものですね。
武藤会長	それでトップになってしまうと。
総務課長	そういうことですね。それでトップだし。
武藤会長	なくてもトップですね。 私が気づいたのは、そんなところですが、ほかに何かお気づきの点がございましたら、どうぞ。
鎌倉委員	今の「独自の」というのは、何か疑問があるんじゃないですか。

総務課長	「独自の改定に向けた議論を期待する」と。 ここをどういう表現にしましょう。
武藤会長	「主体的な改定に向けた」というと、主体的じゃないようなところだから主体的に改革しなさいという横柄な言い方に聞こえるので、主体的かどうかということよりも、議会で独自に考えてくださいと。
総務課長	「議会の独自の議論を期待する」とか。
武藤会長	そういうことですね。
番委員	次の最後の文章ですけれども、まず「成熟社会にあっても」というのが必要かどうか、私はよくわからないことと、これは区長からの諮問を受けて答申ですから「３年に一度が妥当かどうか」の後の「また」は要らないと思います。これは、恐らくその人の好みでつけたのかな。妥当かどうか区長もお考えくださいということがメインなので「また」は要らないと思います。
総務課長	「また」をなぜ入れたか、意味があるわけではないんですけれども、前に２つの文章があるんですね。同じようなことを言っていたのでつけてしまったんです。
武藤会長	「成熟社会にあっても」は取りますか。
番委員	それは結構です。どちらでもいいです。成熟社会で社会経済情勢が変わらないとか、成熟社会が変わらないというのは、そういうのが前提にあるのかな、逆に成熟社会では金融関係の大混乱というのは出てくるわけで、どうかと疑問には思いました。
藤原委員	私も、この「も」はおかしいなと思っていました。
番委員	ちょっと枕詞でつけたくなりそうな感じもしますけれども。
藤原委員	「も」を取ったらどうですか。
武藤会長	「も」まで、成熟社会を取ってしまいますか。
藤原委員	成熟しているからこそ、ちょっとした影響が大きく響いてくる、リーマンショックみたいな、ああいうことがあり得るわけですから「も」とつけると､ちょっとごまかされてしまうなという感じがしないでもない。
武藤会長	「あっては」ですか。
藤原委員	「あって」で。
武藤会長	「あって社会経済情勢」と。
藤原委員	「あっては」と言うと、また、そこはぎらつくので。だから、前提としては､やはり成熟社会というのは物事はそう変わっていかないという、何となく合意みたいな、前提条件みたいなものがあるんじゃないかなと思うんですけれども、しかし、これだけ社会の仕組みがぴしっとできてしまっていても、がらがらと大きな刺激があると変わってくる、そういう事態を考えますと「も」というのは不適切な感じはします。
武藤会長	「成熟社会における社会経済情勢の変化を考えると､」こうしたらどうでしょうか。その方が議論の筋としてはいい。あるいは､「成熟社会の社会経済変化を考えると」とか。 「成熟社会における社会経済情勢の変化」と「における」ですね。
総務課長	はい。「成熟社会における社会経済情勢の変化を考えると､」。 それで、事務局のほうから気がついたことを入れていいかどうかというのがあるんですが、以前にご議論いただいた各区の状況、特に区長の給料額の特徴で、独自に特例条例で下げているのが３区ほどあるんですね。千代田区と大田区と江戸川区、ここら辺のことを何か文言にして入れておく必要があれば。

鎌倉委員	そうですね。これはほとんど議員ですからね。ちょっと入れたほうがいいんじゃないか。
総務課長	入れるとすれば、検討過程の意見の中に、こういう実態があるということも考慮すべきというか、分からないですけれども、表現を加えると。
武藤会長	今もそうですね。ずっと区長さんは、そういう特例条例を自ら提案して引き下げているんですね。
総務課長	そうです。
武藤会長	ただ、それを考慮して引き下げの答申を行うかどうかは。
総務課長	それは、この前に。
武藤会長	それは、やらないということですね。政治的な判断に基づいているわけですから、そういう事実があったことは考慮したということですね。
総務課長	はい。ちょっと表現を考えて入れてみます。
武藤会長	そのほか、事務局からは特にありませんか。資料として主要指標の推移というものがありますが。
総務課長	特にございません。
武藤会長	皆さん、いかがでしょうか。大分早いですが、これで議論がなくなってしまえば。
水野委員	概ね、よくできていますよ。
武藤会長	では、水野委員から、どうぞ。
水野委員	今、会長が指摘した以外、大体、今までの審議状況を踏まえて、大づかみにはよくつかんで、よくできているという感じです。
武藤会長	近藤委員、どうぞ。
近藤委員	５ページの⑦の表現というのか、私はちょっと勘違いしてしまっていたので。 平成 21 年度は、年間 1,200 万ということですが、平成 23 年度は 49 万 8,000 とかなり減って、これは年間なのかどうなのかというのが、ちょっと読み取りにくいのかなと思ったのです。同じ年間ということでしょうけれども、年間とした方が理解しやすいと思います。
総務課長	なるほど、年間ですね。
近藤委員	月額かなとか、平均かなとか、勝手に思い込んでしまいそうです。
総務課長	分かりました。実費相当にした結果、こういうふうに下がったと。年間 49 万 8,000 円と。
近藤委員	４ページの⑤の特別区の給与勧告ですけれども、これは私だけかもしれませんけれども、上の２行に書いてあることと下の３行に書いてあることは同じことが書いてあるような気がするんですけれども、これは書く必要があるのかと。ちなみに、これをマイナス 0.38 すると 99.62 に多分なるんだろうし、0.38 と 0.3 を足すと 99.32 になるんだろうし、同じことをわざわざ言う必要があるかどうか疑問なんです。
番委員	本当は、ここは「また」ではなくて、例えば「つまり」とか、より具体的な数字を出すということで「また」ではないんです。「要するに」というか、これを使ってこれを 100 にすると、こうなりますよと。
総務課長	議論というよりも、数値を確認したにすぎないので、上の２行だけを生かして、下の３行を取ってしまいましょうか。
近藤委員	それでもいいのかなと思います。ちょっとくどいなと思います。 それと、同じところですけれども、これは、こういう表現がいいのかどうか分かりませんが「平成 21 年は」とか「平成 22 年は」と書いてありますけれども、これは、21 年度とか 22 年度ということではないんで

	すか。
総務課長	この勧告そのものの出し方が、年度で出すわけではなくて、年で出すと。
近藤委員	では、結構です。
武藤会長	これもせっかくですから、ここでちょっと確認ですが、消費者物価が下がっているということは、実質給与は上がっているというふうに見るんですね。 ただ、18年を100とすると、23年は98.4ですから、1.6%も下がっているんですが、給与を1.6%下げるという話にすぐなるのかどうかというのは、ちょっとならないですね。給与のうちの消費者物価に使うものは何パーセントくらいなのかわかりませんけれども、３割だとした場合には、その部分がちょっと得をしているというだけですからね。 消費者物価が下がっているから、給与にどう反映させるかというのは、公式か何かあるんですかね。
番委員	消費者物価が下がっているから給与も下げなければいけないというのはないんじゃないですかね。
藤原委員	でも、逆の場合は作用するということはありますね。消費者物価指数が高いから給料を上げると。 下げたから給料を下げるというロジックは余り聞かないですね。そこら辺がちょっと高止まりして、何となくいぶかしいという感じがしますね。
武藤会長	どうぞ。
平委員	先ほどの５ページの⑦番。すみません、私は前回お休みさせていただいたので、議論されたのかもしれないですけれども、費用弁償の実績が、21年度は年間一律5,000円だったわけですね。それが、2,493件でこうなりましたということで、それを実費にすると件数まで減るというのは、すごくおかしい気がするんです。金額が減るのはわかるんですけれども。
事務局	ゼロの人がいるのです。歩いてくる人は支給されません。ですから、これは実績としては支給した件数です。延べ人数。
平委員	延べ人数なんですか。そうすると、今までは、歩いて行った人ももらっていたということですね。
事務局	区役所の隣に住んでいても5,000円です。
平委員	そうだったんですね、分かりました。
総務課長	そこは、ちょっと支給実績ということで分かりやすく。
事務局	ゼロの人の件数を入れると、上の件数になると。
平委員	ちょっと気になったもので、申し訳ありません。
鎌倉委員	ちなみに、今、何人くらいゼロはいるんですか。
事務局	５、６人だそうです。
鎌倉委員	それは、自分たちで決めたことでしょうから。 1,200万ですから、相当な金額ですね。
近藤委員	自転車も支給しないんですか。私、一人自転車で来られる議員さんを知っています。
総務課長	自転車の方もいます。
鎌倉委員	自転車は見るの。

総務課長	自転車は見ないです。見ないというか、お金は払わない。 ５、６人ですね。 あとは、かかっても面倒だという人も中にはいます。
鎌倉委員	みんな大体初乗りで来るんじゃないの。
政策経営部長	都営線だと 170 円、メトロが 160 円。大体初乗りで皆さん。
武藤会長	ほかに。上村委員、どうぞ。
上村委員	今回、初めてなので、前回との違いというので、ちょっと気になって確認をさせていただきたいんですけれども、今回の答申のたたき台というのを、またもう一度文章化するとか、そういう作業が。
武藤会長	そうです。これを最終的な文章にするんですが、文言はそんなにもう変わらないですね。きょう訂正した部分とかですね。
上村委員	まず、２ページ目の検討経過と書いてあるものが、前回だと、理由という言い方になっていたかと思うんですけれども、そういう言い方に基本はなるということでよろしいですか。前回は「はじめに」というのがなくて答申があって、理由というところで、報酬等決定の基本原則という形になっておりますので、ここの基本原則の、今、箇条書きのものは、文章化されるとか、そういうふうに考えてよろしいですか。それとも、１、２、３、４、５、６と、①、②の案がそのまま残る形になるのか。
総務課長	そこは、並びというか、内容を見て事務局のほうで直してしまいましたので、そこはご議論いただいて、これでいいかどうかというのは、お決めいただければよろしいと思います。
上村委員	検討過程の意見とされているのが、前回のときには、「報酬等の額の定め方について」というタイトルで書かれている内容になるかなと思うんですけれども、これは前回も①から⑧までありましたが、それに相当する部分になるかと。報酬の額の適否について、前回、文章化されていましたけれども、こういう方向で、今回出してくだった３ページの「①　国の動向」などは、このまま置いた形で出るのか、やはり文章化されるのか、その辺の書き方をこの場で確認をさせていただければと。 前回は、非常に課題がたくさん、９個書かれていた。今後の課題として９件書かれていたものが今回検討して審議をした内容だと思うんですけれども、そこらで、今後の課題としては２つになったのかという確認をさせていただきます。
武藤会長	いかがでしょうか、事務局。
総務課長	この課題、前回の答申のときの地域手当を変えたときというのは、最初のたたき台の初めのほうを結構、そのまま使ってしまったことがあります。ですから、給与等の額の定め方だとか、余り中身を考えずにタイトルを打ってしまったところがあるんですが、今回、ちょっと御議論いただいて、内容を反映したタイトルになっていないとすれば、直しても全然問題はないし、そのほうがよろしいと思いますが、安易に、前の 21 年度のときのをそのまま使ってしまったところもあります。
上村委員	そうですね。前回のタイトル。
総務課長	それで、ちょっと見てみると違うかなというので、私が勝手に直してしまったところもあるので。
上村委員	地域手当とか、その辺のところがあったかと。
総務課長	そうですね。
武藤会長	そうですね、前回は地域手当の廃止で、ちょっと大きな動きがありましたのでね。

上村委員	理由というのは。
武藤会長	前回とは違う。私がつくるとしたら、前回のタイトルをそのまま使って、文章を恐らくコピーペーストして書いていたかなと思うんですが、その点、これを見ますと、前回のをもちろん含まれたとしても、かなり項目立ての言葉が違うというのに、今、気づきましたけれども、それについては、内容として、それほどおかしなところがなければ、この項目立ては違ったとしてもいいのかなというふうに思うんですけれども、特に、この項目立ては内容にそぐわないというようなところがあれば、項目を直す必要はあると思います。
上村委員	特にいいですけれども、ちょっと前とトーンが違うかなというのが気になったので、修正をされるのか、このままのとおりで出ていくのかというのを、ここで確認させていただければと思います。
番委員	前のときと審議の内容が違いますので、地域手当の考え方とか、かなりそういう概念的というか､そういうものも含まれて議論していたので、今回は、額の問題というか、単に数字的な話が主なところなので、それはそれでいいと思います。通常は答申なので、答申という形にするのか、答申の趣旨に、私たちなんかは、決まった形の答申の趣旨とその理由とか、請求の趣旨と理由と同じように、そういうふうにやるので、前回の方の形の方が大きい書式としては分かりやすいかなと。ただ、①、②とかというのが、前回長いのは、議論の内容が違ったので、やはり箇条書きになっていますけれども、それは余り変わっていないだろうと思います。
総務課長	そうですね。形からすると、答申「はじめに」というのは、前回 21 年のときにはなかったですね。
番委員	でも、同じような文章を使っていた。
総務課長	そうですね。同じような文章です。
番委員	余り変わらないので、それは、特に大きくこだわることではないと思います。
武藤会長	そうですね。あとは、国の動向のような紹介部分ですね。前回のところですが、文章化されているところが多くなっているわけですが、今回は、こういうデータを示すような書き方になっているという違いはあるかなと思うんですが、どうでしょうかね。文章化するよりも分かりやすいですかね。
上村委員	今回は、前回と違う議論の趣旨があったので、数値化して、分かりやすい数値を提供したということで、それで確認して、変更する必要はないと思うのです。
武藤会長	では、どうでしょうか。特になければ、もう一度訂正すべきところの確認をしていただいて、最終的には、特別区人事委員会の勧告が出るところを待って数値として加えるかどうか。それは、加えるということで、それだけの訂正であれば、次回が、もう最終の確定の審議会ということになるわけですね。 それで、そうではない、その間に何か大きな変更が出たり、特別区人事委員会の勧告が、これまでの予想と反して違っていたりするものであれば、またもう一度この審議会で議論する、今後の動きとしては、そういうことでよろしいですね。
総務課長	今、特別区の人事委員会がいつ頃という話、前回も出たんですけれども、例年ですと、10 月の第 2 週に人事委員会の勧告が出ますので、その後、お集まりいただいて、その状況を踏まえて、そこでまとめてしまうか、それとも、もう一回やるかというのを決めるということでいかがでしょうか。

武藤会長	そうすると、10月の第２週以降の日程を決めておけばいいということですね。
総務課長	はい。具体的には、22日の週。会長、日程の方に行っていいですか。
武藤会長	では、日程のところに移りましたので、10月22日の週でいかがでしょうか。 （日程調整）
武藤会長	そうですか。もうほとんど議論はない可能性がありますので、では、24日の午前中ということでよろしいですか。
総務課長	それで、24日より前に、答申のいわゆる完成版みたいなものを事前に皆様にお送りして、微調整というか、調整があるならば、そこでさせていただくんですが、24日が最終答申というふうに考えた場合は、その後に区長に答申をしていただくんですけれども、区長に答申するだけで来ていただくのも恐縮なので、基本的には、もうここで答申というふうに考えて、24日の午前が終わって、若干調整があるにせよ、そこはやってしまってということでよろしいですか。
武藤会長	それでいいかと思います。
武藤会長	山﨑委員が、今、いらっしゃったんですが、このたたき台のどこをどういうふうに変更するかということについて、もう一度ちょっと整理してください。
総務課長	２ページの「３　検討経過」の中で、真ん中のところ「（２）検討過程の意見」のところで、①として「家賃や地価などを考慮した」というところを、「地価や消費者物価などを考慮した経過があったものと考える」と。 それから、その下の③、「議員活動は、議会への出席日数や事前準備などの公的なものと、直ちに公的とも言い難い部分があることを考慮すべきである」いうような表現ですね。 その下の④です。中ほどの「しかし」以下を取ります。そして、ちょっと文章はまとまっていないですけれども、こういう景気動向にも考慮した、そのことが国の議員や自治体の給与につなげるところの検討結果として、具体的には、こういうことは議論したけれども、審議会としてはあえて踏み込まなかったというような。すこし表現は変えますが、見ていただくとして。 山﨑委員の⑥番のところは、前は今後の課題のところに入っていたのが意見になったと。 あと、⑦が、区長の給与についても特例条例で下げている経過があるので、その議論をしていただいたので、その文章を入れ込みます。 あとは、３ページで「（３）報酬等の額の適否」の１行目に「東京都の賃金」とあるのですが、「東京都の賃金指数」と変えております。 あと、４ページの人事院の給与勧告のところの５行目で0.07％に基づく。
武藤会長	0.07％であり、極めてわずか。
総務課長	極めてわずかであるから月例給の改定はないと。 あとは、⑤の特別区の給与勧告の後段の「また」以下は取ってしまいます。同じことを逆数で言っているだけなので、ということです。 ⑥は間違いで、特別区の報酬等のところの真ん中辺ですが「改定を行っていると」の「と」を取ります。 あとは、５ページの⑦で費用弁償のところです。支給月数が減っているんですけれども、そこら辺の支給月数だとか年額とかいうのがはっきり分かるような表現にするということですね。議員提出議案によってこういうふうに変わりましたと。平成22年９月に議員提出議案によりとい

	う、その出所ですね。 それから、⑧で今度加わるのが、政務調査費についてもこの中で議論をしてきたわけですから、その文言を入れ込む、執行率なども明確にしていくと。 「４　今後の課題」のところでは、（１）の最初の部分「議員の議員報酬は 23 区と比較する」という部分はカットします。これは、前段で意見のところでも、一番高い、かねてから云々というのがあるので、そこは入れないで「報酬額だけでなく」というところからスタートして、「期末手当の支給月数の引き下げ」ではなくて「見直し」です、「見直しを行うなど、議会の独自の議論を期待する」というような表現に変えます。 あとは（２）の成熟社会のところですが、「成熟社会における社会経済情勢の変化」というようにして、「また」を取ります。「一度が妥当かどうか、区長としても」というふうにつながります。 このような状況ですね。それを直したものと、答申の体裁を整えて、基本的には、委員の皆様の名前とか、それから、最終の資料として、参考で金額が一覧表になったようなものを前回につけていました。これは、また、この間にお送りしてご議論いただければということで、会は開かないけれども、でき次第、これをお送りするという形です。
武藤会長	それでは、10 月 24 日の午後３時でお願いします。
総務課長	24 日の午後３時に決まりました。よろしくお願いします。
武藤会長	では、そこまでに大きな変更があればお知らせいただくということで、再調整をする必要がありますが、このままいけば、特別区の人事委員会勧告も、わずかな引き下げなのか、変更なしかという勧告が予想されますので、この答申そのものが大きく変わることはないということで、最終的な案文は事前に送っていただいて確認をした上で、この審議会では、その最終確認をし、すぐに最終版をつくってお渡しするということですね。
総務課長	はい。
武藤会長	今後は、そういうふうに進めていきたいと思います。 委員の皆さん、そのほか、何かお気づきの点、実質的に、きょうは最後の審議会になるかと思いますが、ご意見等ございますか。特にございませんか。事務局はいかがでしょうか。
総務課長	特にございません。
武藤会長	それでは、これで終わりたいと思います。第６回の開催通知については、後日また事務局からご通知をいたします。 それでは、本日は、これで終了いたします。 どうもありがとうございました。 ――　了　――